

《発表記者会：東北電力記者会、宮城県政記者会》

令和7年9月16日

国土交通省 東北運輸局

一般貨物自動車運送事業者に対し輸送施設の停止命令等を発しました

株式会社MKプラネットの本社営業所で選任する運転者が、令和7年3月22日に酒気を帯びた状態で事業用トラックを運転した事実が発覚したことから、令和7年4月15日に東北運輸局宮城運輸支局が当該営業所に監査を実施しました。

監査の結果、貨物自動車運送事業法及び関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は下記のとおり輸送施設の使用停止命令等を発しましたのでお知らせします。

記

1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：株式会社MKプラネット 代表取締役 樋口 和洋
(法人番号：8370001018708)
宮城県仙台市若林区沖野7丁目13番30-201号

営業所：本社営業所
宮城県仙台市若林区沖野7丁目146番地3

2. 行政処分等年月日 令和7年9月4日

3. 行政処分等の概要

(1) 文書警告

(2) 事業用自動車の使用停止処分（120日車）

令和7年9月16日から令和7年10月15日まで（4両×30日）

【裏面へ続く】

4. 違反の概要

(1) 酒酔い・酒気帯び乗務

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第5項)

(2) 点呼の記録義務違反

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)

(3) 運転者に対する指導監督義務違反

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)

(4) 高齢運転者に対する特別な指導の実施義務違反

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)

(5) 高齢運転者に対する運転適性診断の受診義務違反

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)

以 上

《問合せ先》

東北運輸局 自動車交通部 自動車監査官
担当：高貝、藤田

Tel：022-791-7532